

日本のEPA原産地規則と 輸出産品の原産性確認・保存書類の例

2017年3月31日版

目次

1. 輸出産品の原産性確認の手順	2頁
2. EPAに係る関税分類番号(HSコード)の取扱い	3頁
3. 関税分類番号(HSコード)の特定	4頁
4. 原産品であることを判断する主な基準(原産地規則)	5頁
4-1. 完全生産品	6~8頁
4-2. 当該締約国の原産材料のみから完全生産される産品	9~15頁
4-3. 金型・金型部品の原産地規則(日本タイ経済連携協定の場合)	16頁
4-4. 関税分類変更基準による原産性確認と保存書類例	17~26頁
4-5. 付加価値基準による原産性確認と保存書類例	27~39頁
5. 救済規定の使用による原産性確認と保存書類例	40~50頁